

おおいた地域資源活性化基金による支援事業計画

1. 県の産業振興政策における基金の位置付け

(1) 本県の産業構造と経済概況

本県の産業は、豊かな天然自然に恵まれて育った農林水産業に加え、醸造、セメント、造船や温泉などの地域産業資源を活用した産業が中心であったが、昭和39年、新産業都市の指定を契機に、鉄鋼業、石油精製業、石油化学工業等の基礎素材型産業の集積が進み、本格的な工業化が始まり、産業構造は一変した。

昭和59年には、県北国東地域がテクノポリス地域に指定され、半導体産業を中心としたエレクトロニクス、メカトロニクス、IT産業等の先端技術産業の集積が進み、産業の高度化・ソフト化が進展することとなった。

近年では、大分キャノン(株)、大分キャノンマテリアル(株)、ダイハツ九州(株)等の大規模立地が相次いだことにより、産業構造は一段と厚みを増し、全国の中でも最も多様な産業構造を有する都道府県の一つとなっている。

しかしながら、人口減少時代を迎え、2035年の本県人口は100万人を割り込み、生産年齢人口については55万人台まで減少するものと推計されている。

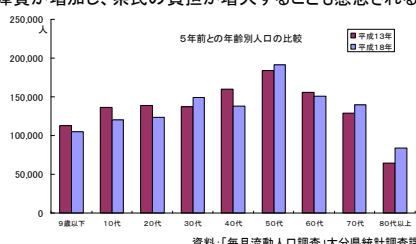
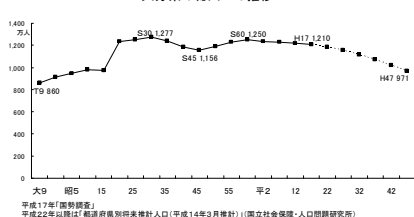
こうした人口減少は、地域経済を支える食品、家具等の地域資源を用いた生活関連産業に深刻な影響を与えることが予想されており、30年先を見据えた長期的な支援策が求められている。

大分県の人口

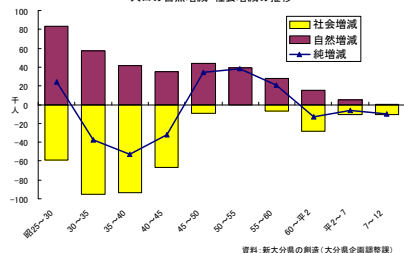
○大分県の人口は、昭和60年(1985年)の125万人から減少を始め、平成47年(2035年)には97万1千人と百万人を割込み昭和15年の人口規模と同じぐらいになると予想される。(中位推計)

○労働人口の減少、とりわけ若い労働力の縮小と消費市場の縮小による経済への影響が懸念される。また、高齢化の進展により年金、医療、介護などの社会保障費が増加し、県民の負担が増大することも懸念される。

大分県の総人口の推移



人口の自然増減・社会増減の推移



資料: 新大分県の創造(大分県企画調整課)

生産年齢・老年人口

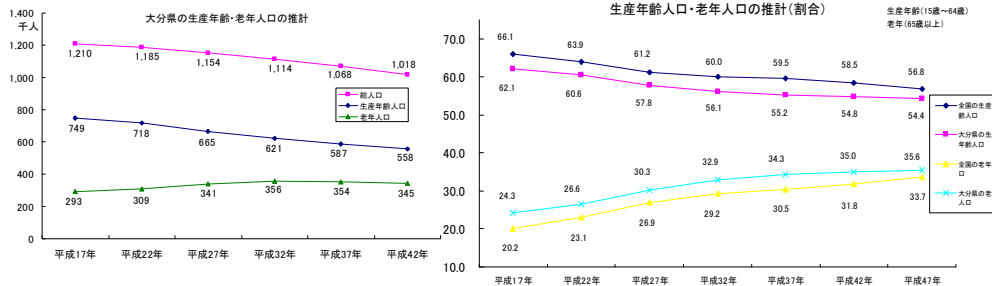
○生産年齢人口(15歳～64歳)は平成17年(2005年)の74万9千人が、平成47年(2035年)には55万8千人まで減少することが予想される。

○一方、老年人口(65歳以上)は平成17年(2005年)の29万3千人が、平成47年(2035年)には34万5千人に増加することが予想される。

(いずれも中位推計)

(課題)

生産年齢人口の減少による生産現場の人員不足。
技術力の低下・・・技能伝承と後継者育成
労働力不足・・・みんなで働く社会づくり



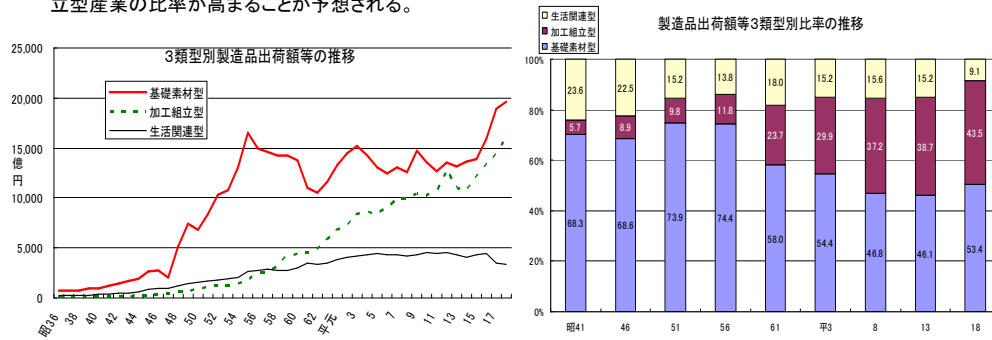
資料:平成17年「国勢調査」
平成19年度以降「都道府県別将来推計人口(平成14年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

製造品出荷額等産業3類型別の概要

資料:工業統計調査

○3類型別の製造品出荷額等の推移をみると、加工組立型産業が伸びている。これは、電子部品、一般機械の出荷額が伸びていることによる。18年に素材型の割合が増加した理由は、国内外の旺盛な鉄鋼需要により鉄鋼の生産量が過去最高になったことと、原油高の影響で石油の価格転嫁が進んだことが要因となっている。

○今後も、県北地域への自動車産業の集積や大分キャンノンマテリアルの大分事業所の操業などにより、加工組立型産業の比率が高まることが予想される。



産業3類型(経済産業省の分類による)

- ・**基礎素材型産業** — 鉄、石油、木材、紙などの製品で、産業の基礎素材となる製品を製造する産業。
木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業
- ・**加工組立型産業** — 自動車、テレビ、半導体、時計などの加工製品を製造する産業。
一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業
- ・**生活関連型産業** — 飲食品、衣服、家具等の衣食住に関連する製品等を製造する産業。
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業、家具・装備品製造業、出版・印刷関連産業、なめし革・向製品・毛皮製造業、その他の製造業

(2) 本県基本計画「安心・活力・発展プラン2005」と基金事業との関係
本県では、時代の風を先取りし、新たな地域間競争に打ち勝っていく大分県を県

民とともに築いていくため、「安心・活力・発展プラン2005」（以下「プラン」という。）を平成17年に策定し、産業振興、地域資源振興に関連した以下の重点戦略を掲げた。

①おおいた産業活力創造戦略

地場企業と進出企業が連携し共に発展していく「21世紀型の産業クラスター（産業集積）」の形成を進めるとともに、進取の精神で事業に挑戦していく機会をつくり、知恵とアイデアを共有しながら創意工夫でチャレンジする企業や商店などを支援し、活力あふれる産業づくりをめざす。

②もうかる農林水産業「The・おおいた」ブランド確立戦略

消費者の立場に立った安全・安心な農林水産物を生産し、これに恵まれた自然環境、豊かな地域資源や美しい景観などの「おおいたらしさ」を付加し、全国に通用する安全・安心、美しい、おいしい「The・おおいた」ブランドを確立する。

県は、プラン及び上記2戦略を実現するための重要な手段として「おおいた地域資源活性化基金」（以下「基金」という。）を位置付け、豊かな農林水産物、発酵・醸造分野をはじめとする食品加工技術、家具・竹工芸などの伝統工芸技術、温泉や石灰石などの特色ある地域資源を最大限に活用したビジネスの創出による活力あふれる産業づくりを目的に、県内の産学官金の密接な連携による支援のもと、基金運用益による中小企業者等への助成事業を実施する。

なお、基金の管理運営者は、財団法人大分県産業創造機構（以下「産業機構」という。）とする。

2. 重点支援分野

プラン実現のため、地域資源活用産業の創業・経営革新への重点支援を通じて、製品開発、価値創造に優れた競争力の高い地域資源活用型企業の輩出を目指す。

具体的には、県内各地で行われている「家業」レベルでの商品開発を、より成長を志向した「企業」レベルの取組へとステップアップし、地域資源活用産業の競争力を強化するため、県内中小企業者等に対し、市場性の高い高付加価値商品の創出に主眼を置いた支援を行う。

なお、支援に当たっては、産学官、農商工等の連携による取組を積極的に推進することで、地域資源の競争力を全県挙げて高めていく体制を構築し、地域資源産業クラスターの創出を図る。

3. 助成対象

(1) 創業者若しくは経営の革新を行う者で次の①～④に該当する者（以下「中小企業者等」という。）

① 大分県内で主たる事業を営む者で、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号。以下「法」という。）第2

条第1項各号のいずれかに該当する者

- ② 大分県内で創業を希望する者
 - ③ 大分県内に事業所を有する有限責任事業組合、特定非営利活動法人
 - ④ ①～③に該当する中小企業者等が中心となって県内外企業と組成される企業グループ、大学・試験研究機関等と共同で組成される産学官連携グループ
- (2) 創業者若しくは経営の革新を行う中小企業者等に対する支援を行う県内の特定非営利活動法人、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等
- (3) 中小企業支援法第7条第1項に基づき指定された産業支援機関

4. 助成対象の選定、支援方法

(1) 上記3の(1)に規定する中小企業者等、(2)に規定する支援機関に対する支援

① 選定方法

- i 基金運用益により実施する各助成事業については、定期的に公募する。
- ii 応募のあった事業計画書に対して、有識者等を委員として産業機構に設置する審査委員会において審査し、採択を決定する。

② 支援方法

中小企業者等が行う以下の取組に対し助成する。

- i 市場調査
- ii 新商品、新サービスの開発
- iii 展示会・見本市・商談会等への参加
- iv 新商品等の販路開拓のための広報
- v その他上記に附帯する取組

③ 助成対象の区分

- i 産学官共同研究開発枠：中小企業者、大学、試験研究機関等による共同体
- ii 企業単独商品開発枠：中小企業者
- iii 企業連携商品開発枠：中小企業者・農業生産者・流通業者等による共同体、組合、商工会、商工会議所等

(2) 3の(3)に規定する産業支援機関に対する支援

3の(3)に規定する産業支援機関が行う、中小企業の新商品開発に向けた課題整理支援、事業計画のブラッシュアップ等の支援事業（以下「新商品開発スタートアップ事業」という。）に対して助成する。

なお、当該事業は非公募とし、産業支援機関が提出する事業内容を審査し、承認する。

(3) 基金による資金助成以外の支援

県及び産業機構は、本基金事業の効果を高めるため、首都圏における販路開拓支援や公設試験研究機関による技術支援、中小企業者に対するきめ細やかな経営支援などの事業を行う。

- ①県
 - i 食料産業クラスター協議会による農商工連携プロジェクトに対する支援
 - ii フラッグショップ「坐来大分」を活用した商談会、求評会等の開催
 - iii 県産業科学技術センターによる試験、調査、中小企業者と共同研究等
 - iv トライアル発注認定制度等による販路開拓支援
- ②産業機構
 - i プロジェクトマネージャー等によるハンズオン支援
 - ii 経営、技術、IT、デザイン、法律等の専門家の派遣
 - iii 取引先のあっせん等の販路開拓支援

なお、産業機構をはじめ、大学、試験研究機関、産業関係団体、金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等が参画する「大分県産業創造支援ネットワーク連絡会議」等により、県内一丸となった支援体制を構築する。

5. 事後的に評価可能な事業成果に係る目標

(1) 短期目標

- ①上記3の(1)に規定する中小企業者等及び(2)に規定する支援機関が行う事業に対する支援の評価
 - ・産学官共同研究開発枠：助成事業終了後5年以内の事業化件数 2件
 - ・企業単独商品開発枠：助成事業終了後3年以内の事業化件数 12件
 - ・企業連携商品開発枠：助成事業終了後3年以内の事業化件数 11件
 - ・上記の成果目標の達成状況及び事業成果については、産業機構に設置する「基金事業運営委員会」において毎年評価するものとする。
- ②(2)3の(3)に規定する産業支援機関が実施する事業の評価

事業年度ごとに、「新商品開発スタートアップ事業」の参加者に対してアンケート調査を行い、当該事業に対する肯定的評価の割合が毎年80%以上となること。

(2) 長期目標

- ①上記3の(1)に規定する中小企業者等及び(2)に規定する支援機関が行う事業に対する支援の評価
 - ・産学官共同研究開発枠：事業化に成功した企業の最終年度（平成30年度）の付加価値増加率 5%
 - ・企業単独商品開発枠：事業化に成功した企業の最終年度（平成30年度）の付加価値増加率 5%
 - ・企業連携商品開発枠：事業化に成功した企業の最終年度（平成30年度）の付加価値増加率 4%